

## ■「宗像市景観まちづくり」について

宗像市都市建設部都市計画課 萩山隆良

### 1. はじめに

#### (1) 宗像市の概要と景観要素

本市は、北九州市と福岡市の間に位置している面積約119平方キロメートル、人口約96,000人のまちです。平成15年に旧宗像市と旧玄海町が合併、さらに平成17年に旧大島村と合併して今の宗像市となりました。

玄界灘や四塚連山などの豊かな自然と計画住宅地や国道3号沿線の市街地といった様々な景観要素でまちが構成されており、農業・漁業も盛んで、漁村集落や田園も市を代表する景観の一つです。



(許斐山から望む四塚連山)

#### (2) 『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群

本市は、『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群の世界文化遺産登録を目指しています。宗像大社（沖津宮、中津宮、辺津宮）や沖津宮遙拝所は歴史的文化的価値があり、世界遺産構成資産候補となっています。資産候補周囲の緩衝地帯の景観を保全することで、資産そのものの価値を担保することに繋がっています。

#### (3) 景観まちづくりプランと景観計画

本市の豊かな景観資源を保全し、良好な景観を形成するため、また、『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群の世界遺産登録を進めるため、平成26年7月に「宗像市景観まちづくりプラン」、「宗像市景観計画」を策定しています。ここでは、本市が取り組んでいる景観施策について紹介します。

### 2. 宗像市景観まちづくりプランについて

#### (1) 景観特性と課題

##### ①景観特性

本市は、北側の海岸部と山々に囲まれた内陸部の2つの要素で構成されています。

玄界灘に面した海岸線やさつき松原、大島や地島等の島々など、海岸部には、海を見渡す眺望や夕日、水と緑のコントラストなど、絵になる景観が広がっています。



(夕日が沈む神湊漁港)

内陸部は、山々の内側に丘陵地や田園地帯が広がっており、生活の営みを感じられる多様な景観が形成されています。市南部には、旧唐津街道が横断しており、昔ながらの佇まいを残した原町・赤間宿は、地域の住民や訪れた人に愛され、心に残る風景を形づくっています。



(昔ながらの建物が残る唐津街道原町)

## ②課題

### ア)地域特性を活かした景観の創出が必要

市内には、住民自らがルールを定めて景観を保全している地域もありますが、その一方で様々な景観要素が存在しているため、単一の方策で市内全域の景観まちづくりを進めれば良いというものではありません。それぞれの地域に合った方策で景観を守り育てていくとともに、それを市全体で共有することが必要です。

### イ)地域間、要素間の景観のつながりが必要

景観資源は保全するだけでなく、連続性や一体性を出すことが不可欠です。しかし、本市では景観資源が多岐に渡ることもあり、十分に活かし切れていない状況が見られます。地域の歴史、地形や地勢を紐解き、景観上のつながりを浮かび上がらせていくことが必要です。

### ウ)良好な景観を守るための市民参画の仕組みが必要

市民アンケート調査によると、地域全体で景観を守り育てる取り組みへの関心は高く、今後の景観まちづくりの展開が期待されます。しかし、現在の景観まちづくりの取り組みは、特定の地域に限られているものもあり、人や地域によって取り組みの形は様々です。市全体の景観を考え、景観資源・要素の連続性を生み出すためには、景観を守り育てる市民や事業者、地域間の連携が重要です。

## (2) 景観まちづくりの方向性

### ①目指す姿、基本方針

本市の景観特性を踏まえ、以下の理念を本市の景観

まちづくりの目指す姿として掲げます。

<目指す姿>

**『海・山・川と歴史がつながる「むなかたの景観」を市民全員で守り育てる』**

<基本方針>

- 地域特性に応じた景観まちづくり
- 「つながり」を大切にした景観まちづくり
- 市民が主体となった景観まちづくり

### ②将来像

本市の現在の土地利用状況に基づき8つのエリア(①山間部、②丘陵地、③海岸・島しょ部、④田園、⑤住宅地、⑥漁村、⑦市街地、⑧沿道)を位置づけ、各エリアそれぞれの特性に応じた景観形成を行います。さらに、3つの景観軸(①海岸・河川軸、②歴史・観光軸、③地域をつなぐ街道軸)を位置づけ、市全域で一体感のある景観まちづくりを実践します。



(海岸・河川軸として位置づけている江口海岸)

## (3) 景観まちづくりの推進

### ①景観まちづくりの進め方

「景観まちづくりプラン」と併せて、景観計画・景観条例の運用を行っています。景観計画では具体的な景観形成基準を定めており、周辺のまちなみと調和するように良好な景観形成の実現を目指します。

### ②景観まちづくりの推進方策

本市の景観まちづくりは、市民、事業者、行政等の多様な主体が担い手となり、各主体が協働で推進します。推進にあたっては、5つの柱を掲げ実施します。

#### 1. 景観まちづくり活動への支援及び連携

2. 景観に関する情報提供・PR
3. 景観まちづくりの裾野を広げる普及・啓発
4. 景観まちづくりへの市民参画機会の提供
5. 産業振興と連携した景観まちづくり

### ③景観まちづくりの推進体制

各主体が単独で動くのではなく、各主体間で景観まちづくりのネットワークを形成することにより、連動しながら景観まちづくりにおける各種取り組みを実践します。市民や事業者を景観まちづくりの主体と位置づけた上で、それらの活動を支援する行政の体制を強化します。

## 3. 宗像市景観計画について

### (1) 景観計画の策定にあたって

#### ①景観計画の構成

本計画は景観法に基づいて策定されています。8つのエリアや3つの軸、景観重点区域それぞれにおける景観形成の方針や、建築・建設行為、開発行為等を行う際の景観形成のルールを定めています。

#### ②景観計画区域

景観計画区域は、本市の全域とし、景観計画区域のうち、本市の景観形成上特に重要な区域を景観重点区域としています。

### (2) 良好な景観の形成に関する方針

#### <基本方針>

**歴史・文化資源及び周辺景観の保全による各地域の変遷を踏まえた景観の形成**

宗像大社、鎮国寺などの神社仏閣や旧唐津街道をはじめとした歴史・文化資源を保全するとともに、資源の周辺や沿道においても、景観に配慮した形態意匠となるように誘導します。

**海・山・川などの自然景観への配慮による連続性と一体性のある景観の形成**

玄界灘に面する海岸線、田園風景など、市の骨格となる自然景観を保全し、海岸部から山間部に至るまで、連続性と一体性のある景観の形成を目指します。

**住宅地及び市街地の景観誘導による魅力ある都市空間の形成**

地域単位での景観形成のルールづくりにより住宅地全体が調和した景観を形成することに加え、赤間駅や東郷駅周辺の市街地においては、市の玄関口としてふさわしい景観を形成するとともに、魅力的で賑わいのある景観を生み出すため、商業活性化の取り組みと積極的に連携を図ります。

### (3) 行為の制限に関する事項

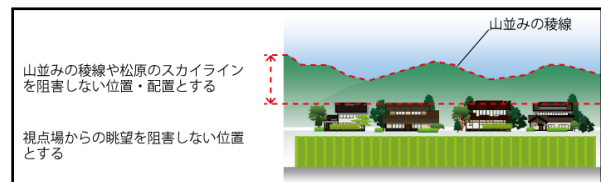
#### ①景観重点区域の行為の制限

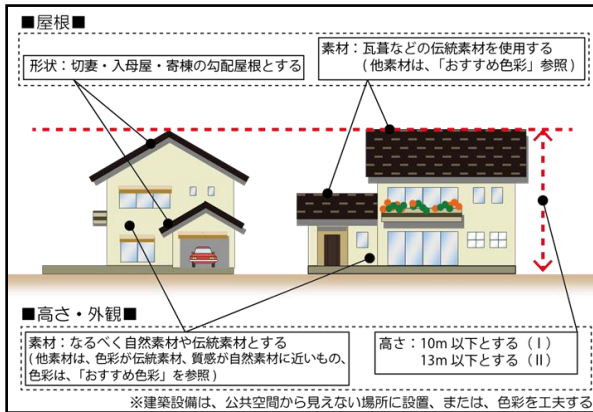
景観重点区域は、玄海地域と大島地域を3つの区分に分けており、区分ごとに景観形成基準を定めています。景観重点区域は、『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」の構成資産である沖津宮・中津宮・辺津宮の三宮を結ぶ軸線を基軸として、大島御嶽山展望台から本土側を眺望した際に、構成資産と一帯となった海岸及び背景となる山稜を含んだ眺望を確保するべく設定しています。(以下、行為の制限に関する事項抜粋)



(地島と市本土を見渡すことができる御嶽山展望台)

#### ①建築物で配慮すること





## ②工作物で配慮すること

### 【壁状工作物】

ア) 擁壁は、自然石積または緑化などにより周辺景観と調和させる。

### 【自動販売機】

イ) 建物に付属させ、調和するような色彩とし、目立たせない。



## 4. 世界遺産登録活動と景観まちづくりについて

### (1) 世界遺産登録活動と景観まちづくりの関係

本市では、『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群を世界文化遺産に登録しようと様々な活動に取り組んでいます。『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群の構成資産は地元の住民によって守られてきた歴史があり、その価値は高く評価されています。世界遺産の登録には資産そのものの価値はもちろん、その周囲の景観も非常に大切な要素となります。

そこで、世界遺産登録活動と景観まちづくりの活動を一体的に展開することで、資産の価値や歴史を多くの人に知ってもらうとともに、魅力ある景観を作り出そうとしています。

## (2) 玄海地区の世界遺産構成資産候補と緩衝地帯

### ①辺津宮周辺の景観

辺津宮周辺は、高度経済成長期の乱開発がなく、本市の中でも特に良好な景観が維持されています。周囲の地形や過去の歴史に裏打ちされた集落景観が一体となって導き出されています。

### ②宗像地域沿岸部の景観

宗像地域沿岸は、古代から航海が行われた玄界灘海域と自然が織り成す地形などと相まって風光明媚な景観が残っています。大規模な人工物も少なく、今後もこの景観を維持しなければなりません。

## (3) 大島地区の世界遺産構成資産候補と緩衝地帯

### ①大島の景観

大島は、漁と信仰の中で息づいた集落の景観が古き良き時代の雰囲気を今日に伝え遺されています。神聖な沖ノ島のみならず、その信仰を守り続けた大島もまた、神聖な島として活きています。信仰と生活が結びついた大島の景観を守り育てていきます。



## (4) 景観まちづくり啓発講座

### ①景観まちづくり座談会

玄海・大島各地域の住民からまちづくりの将来像や具体的な取り組みの提案について意見をいただいています。ここで出された意見等を今後の世界遺産登録活動に活かしていきます。

## ②景観まちづくり講座

日々の暮らしと地域の景観との関わりについて、気づき、学ぶことを目的に実施しています。昔ながらの歴史や文化を残すことで、その土地への愛着が生まれ、景観を守ることに繋がります。景観が日々の暮らしに与える影響について学んだものです。



(景観まちづくり講座の様子)

## 5. 終わりに

本市は、平成25年に景観行政団体に登録されたばかりで、景観施策は、今後さらに力を入れて取り組む市の重要施策の一つです。市内の景観資源は、市の財産であり、次の世代に伝えていかなければなりません。このため、長期に渡って市民みんなでその保全に取り組む必要があります。

景観まちづくりは、すぐに地域活性化や定住化に結びつくものではありませんが、自然を守り、集落の風景を守ることは、住民が幸せに暮らすための一つの手段であることを引き続き、啓発していきます。

(2016年6月入稿)

---

## 第1回 日本都市計画学会九州支部幹事会議事録

日 時：平成28年4月2日(土) 12:00~12:30

場 所：九州大学 西新プラザ

出席者：外井哲志、橋本信幸、吉武哲信、天本徳浩、大井尚司、大枝良直、加知範康、黒瀬武史、嶋本寛、

趙世晨、堤昌文、鶴崎直樹、日暮光一郎、箕浦永子、山下三平、吉城秀治 以上16名

### 議事内容

1. 前回議事録の確認(箕浦)
  - ・事前メール審議にもとづき、平成28年2月5日(金)開催分の平成27年度第6回幹事会の会議内容を確認した。
2. 「支部ニュース」(4月発行分)(吉城)
  - ・資料に基づいて、「支部ニュース(4月発行分)」が説明され、承認された。
3. 平成28年度支部総会および総会資料(案)(箕浦)
  - ・資料に基づいて、総会資料案の説明がなされた。
  - ・役員選任(案)について説明があり、承認された。
4. その他(箕浦)
  - ・事務局の連絡先変更、第2回幹事会の日程について報告があった。

---

## 第2回 日本都市計画学会九州支部幹事会議事録

日 時：平成28年6月11日(土) 15:00~16:30

場 所：九州大学箱崎キャンパス 工学部建築学科建築1番教室

出席者：坂井猛、橋本信幸、吉武哲信、三島伸雄、猪八重拓郎、内田智昭、大井尚司、黒瀬武史、辰巳浩、堤昌文、鶴崎直樹、日暮光一郎、日高圭一郎、箕浦永子、吉城秀治 以上15名

### 議事内容

1. 前回幹事会議事録の確認(三島)
  - ・事前メール審議にもとづき、平成28年4月2日(土)開催分の平成28年度第1回幹事会の会議内容を確認した。
2. 九州支部総会報告(実施報告、課題等)(吉城)
  - ・資料にもとづき、総会時の研究発表会とポスターセッションについて説明がなされた。
  - ・次年度に向けた課題として、[1]教員の発表を受け付けるのか、[2]PS審査における投票の算出方法の見直し、[3]発表者に同数の審査が行われるよう審査委員の配置数の調整、などがあがった。

3. 平成 28 年度顧問幹事（三島）
  - ・資料にもとづき、平成 28 年度顧問幹事について説明があり、承認された。
  - ・今後は、表の表示を幹事会名簿を先に示し、顧問名簿を別枠として後方に示すこととする。
4. 支部幹事会内の役割分担（三島）
  - ・資料にもとづき、支部幹事会内の役割分担について説明があり、承認された。
  - ・役割に、本部特別委員会対応として「PDCA」、熊本地震関連として「熊本地震災害調査特別委員会」が新設された。
5. 平成 28 年度年間スケジュール（三島）
  - ・資料にもとづき、九州支部の年間スケジュールについて説明があり、承認された。
  - ・次年度総会の日程は、本部に確認のうえ確定する。
6. 平成 28 年度幹事会議題（三島）
  - ・資料にもとづき、今年度の各回幹事会における議題内容について説明があり、承認された。
  - ・各役割の担当者は、これをもとに幹事会で協議・報告することに努めることを確認した。
7. 都市計画サロン・支部主催シンポジウム（三島）
  - ・資料にもとづき、今年度の都市計画サロンと支部主催シンポジウムの方針について説明があり、承認された。
8. 支部トピックス（6 月掲載分）（趙，吉城）
  - ・資料にもとづき、今年度の支部トピックスの予定について説明があった。
  - ・今後、各県の記事を依頼する際には協力をお願いしたい。
9. 支部ニュース（日高）
  - ・資料にもとづき、今年度の支部ニュースの予定について説明があった。
  - ・次回幹事会で、7 月号の記事を諮る。
10. 熊本地震災害調査特別委員会について（三島）
  - ・資料にもとづき、熊本地震災害調査特別委員会での活動経緯と内容について説明があった。
  - ・日本都市計画学会、日本建築学会、土木学会、都市計画家協会との合同で調査報告書をまとめたと考えているが、現在のところ未調整である。
- ・報告書は、関連学会合同の報告書のうち「都市計画編」として分冊で発行するか、各学会で発行して内容は同じになるか、形態は未定である。
- ・九州支部の熊本地震関連活動資金として本部の川上基金（35 万円）に申請し、次回理事会で諮られる予定である。
11. 名義後援（箕浦）
  - ・事前メール審議にもとづき、2 件の後援依頼について承認された。
12. 会計報告（内田）
  - ・資料にもとづき、5 月末までの会計報告があった。
13. 理事会・定時総会報告（4 月 14 日，5 月 20 日分）（坂井）
  - ・資料にもとづき、九州支部に関連する事項について報告があった。
14. その他
  - ・次回第 3 回幹事会の日程と場所について確認した。

---

#### ■支部ニュースに関する問合せ・連絡先

支部ニュースに関するお問い合わせやご意見等がございましたら下記までご連絡ください。各種イベント（シンポジウムや講演会等）のお知らせ等を掲載することも可能です。案内文を下記までお寄せください。

【公益社団法人日本都市計画学会九州支部事務局】

TEL: 092-642-3346 FAX: 092-642-3349

E-mail : cpj-q@arch.kyushu-u.ac.jp